

平成24年

第1回定例会

会議録

(第1号)

平成24年3月12日

平成24年第1回 江 差 町 議 会 定 例 会
(第 1 号)

◎ 期日及び場所

平成 24 年 3 月 12 日 (月) 午前 10 時 00 分 江差町役場 議場

◎ 議事日程

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会 期 の 決 定

[議 長 諸般の報告]

日程第 3 所管事務調査報告について

日程第 4 所管事務調査の中間報告について

日程第 5 閉会中の継続調査の申し出について

[町 長、教育長 行政報告]

日程第 6 報告第 1 号 江差町教育委員会に関する事務の管理・執行状況の点検・
評価報告について

日程第 7 議案第 1 号 平成 2 3 年度江差町一般会計補正予算 (第 1 4 号) につ
いて

日程第 8 議案第 2 9 号 江差町法定外土地改良事業分担金徴収条例の制定について

日程第 9 議案第 2 号 平成 2 3 年度江差町国民健康保険費特別会計補正予算 (第 6
号) について

日程第 1 0 議案第 3 号 平成 2 3 年度江差町介護保険特別会計補正予算 (第 4 号)
について

日程第 1 1 議案第 4 号 平成 2 3 年度江差町公共下水道事業特別会計補正予算 (第
3 号) について

日程第 1 2 議案第 5 号 平成 2 3 年度江差町水道事業会計補正予算 (第 3 号) につ
いて

〔町長 ～ 平成24年度町政執行方針表明〕

〔教育長 ～ 平成24年度教育行政執行方針表明〕

- 日程第13 一般質問
- 日程第14 議案第6号 平成24年度江差町一般会計予算について
- 日程第15 議案第7号 平成24年度江差町国民健康保険費特別会計予算について
- 日程第16 議案第8号 平成24年度江差町後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第17 議案第9号 平成24年度江差町介護保険特別会計予算について
- 日程第18 議案第10号 平成24年度江差町公共下水道事業特別会計予算について
- 日程第19 議案第11号 平成24年度江差町公設地方卸売市場事業特別会計予算について
- 日程第20 議案第12号 平成24年度江差町港湾整備事業特別会計予算について
- 日程第21 議案第13号 平成24年度江差町奨学金特別会計予算について
- 日程第22 議案第14号 平成24年度江差町水道事業会計予算について
- 日程第23 議案第15号 平成24年度江差町国民健康保険事業会計財政調整基金の処分について
- 日程第24 議案第16号 江差町税条例の一部を改正する条例について
- 日程第25 議案第17号 重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第26 議案第18号 乳幼児等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第27 議案第19号 江差町公営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第28 議案第20号 江差町図書館条例の一部を改正する条例について
- 日程第29 議案第21号 江差町営林事業費特別会計条例を廃止する条例について
- 日程第30 議案第22号 江差町営林基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第31 議案第23号 江差町特定分収林設定条例を廃止する条例について
- 日程第32 議案第24号 江差町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第33 議案第25号 江差町公共下水道条例の一部を改正する条例について
- 日程第34 議案第26号 江差町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第35 議案第27号 指定管理者の指定について
- 日程第36 議案第6号～議案第27号
平成24年度江差町各会計予算並びに関連議案中

- 議会事務局・総務財政課・選挙管理委員会事務局・監査委員事務局・税務課 所管分
 ○議案第16号 江差町税条例の一部を改正する条例について

◎ 出席議員（12名）

議		長	打	越	東	亜	夫
副	議	長	室	井	正	行	
議		員	小	笠	原	満	
	〃		薄	木	晴	午	
	〃		飯	田	隆	一	
	〃		萩	原		徹	
	〃		小	笠	原	淳	夫
	〃		横	山	敬	三	
	〃		若	山	明	廣	
	〃		大	門	和	子	
	〃		小	野	寺	真	
	〃		小	林	栄	治	

◎ 欠席議員（0名）

◎ 出席説明者

町		長	濱	谷	一	治
副	町	長	長	谷	川	篤
教	育	長	新	木	秀	幸
総	務	財	須	藤	公	徳
政	策	推	田	畑		明
税	務	課	澤	口	純	一
健	康	推	高	橋	勝	則
町	民	福	金	子		登
環	境	住	大	坂	敏	文
農	林	水	福	島		平
追	分	商	小	田	島	訓
建	設	水	西	谷	和	夫
ひ	の	き	結	城	孝	好

学 校 教 育 課 長 小 笠 原 正 能
社 会 教 育 課 長 木 村 晃

(議 会 事 務 局)

局 長 金 子 峰 雄
書 記 尾 山 徹

(開 会 10:00)

(議長)

ただいまの出席議員数は、12名です。
定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

ただいまから、平成24年第1回・江差町議会定例会を開会します。

(議長)

本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

日程第1 会議録署名議員を指名します。

会議録署名議員は、会議規則第122条の規定により、小野寺議員、若山議員を指名します。

日程第2 会期の決定についてを議題とします。

今定例会の会期及び議会運営については、所管の議会運営委員会に付託されておりますので委員長の報告を求めます。

「小野寺委員長」

「小野寺委員長」(報告)

おはようございます。

議会運営委員会からのご報告を申し上げます。

当委員会は、2月20日、3月6日の2日間委員会を開催し、委員全員出席のもと町理事者の出席を求め、今定例会に提出される議案内容の説明を受けると共に、日程及び運営について協議を致しました。

今定例会には、平成24年度予算関連議案が一般会計予算を含め22件、一般議案等3件、平成23年度補正予算中、一般会計・特別会計合わせて6件、議員発議5件、一般質問は7名の通告であります。詳細につきましては、お手元に配付しております報告書のとおりでございます。

以上の内容を踏まえて、会期を、本日12日から14日までの3日間とし、一般質問については、これまでと同様に、一問一答方式を採用して行うことと致しました。質問の回数は再々質問まで、答弁を含め60分の時間制を採用することとし、質問・答弁については、1回目の質問・答弁は演壇により、再質問以降については、自席で行うこととします。

又、町理事者は、これまで同様、議員からの質問・質疑に対し、議長の許可を得て、反問できることとし、その時間については60分の制限時間外とすることとします。

以上、議会運営委員会長の報告と致します。

(議長)

以上で、報告が終わりました。おはかりします。

今定例会の会期及び議会運営については、委員長の報告のとおりにしたいと思えます。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認めます。

よって、会期は本日から14日までの3日間とし、一般質問については、一問一答方式で行い、質問の回数は再々質問まで、答弁を含め60分の時間制を採用して行うことに決定いたしました。

次に、議長から諸般の報告をします。

報告内容は、お手元に配付のとおりでありますので、ご了承願います。

日程第3 所管事務調査報告についてを議題とします。

総務産業常任委員会付託の「観光振興に関する事務調査」について、委員長の報告を求めます。

「萩原委員長」

「萩原委員長」

本委員会に付託の調査事件について、会議規則第78条の規定により次のとおり報告致します。

- 1 調査事件 平成23年第3回定例会
発議第10号 観光振興に関する事務調査
- 2 調査期日 平成23年9月5日～平成24年3月6日まで、行っております。
- 3 調査の結果

北海道新幹線は開業予定が平成27年度と3年半後に迫ってきている。

当委員会としては、停車駅となる木古内駅や終点新函館駅から約60分の距離となることから(駅名は仮称)、新幹線開業が低迷する町の観光振興において起爆剤となる可能性を追求すべく、本事務調査を立ち上げた。

この間、昨年11月に渡島総合振興局から北海道新幹線開業に向けた現状と今後の予定の説明を受け、去る2月には五所川原市に出向いて行政と民間組織が東北新幹線開業に向けた観光客誘致活動の展開について研修してきた。

これら調査結果について、次のとおり意見を付して報告する。

<意見>

1) 人員体制の強化について

- 行政は、新幹線開業に向けた地域振興担当を専任で配置し、官・民による新幹線効果拡大を目指した協議や体制整備を早い時期から始める必要がある。
- 現在、観光施設間の連携はまだ改善の余地がある。また、官民でできる誘致活動をあぶり出し「迎える心」に関する再認識と研修が必要である。

2) 交通アクセスについて

- 木古内駅下車や新函館駅（駅名は仮称）の利用者を呼び込むため、道道江差・木古内線、国道227号線整備促進に関する要請の強化が必要である。
- JR江差線・木古内～江差間の方向性について、関連する3町の協議を急ぐべき。
- 函館から厚沢部までは、トイレ施設がない（対象はコンビニが1件）開発局に要請が必要である。
- 最近の旅行者は、団体旅行者が減少し、少人数旅行が増えている。開業後、両駅からの2次交通として、公共のバスやレンタカーがメインとなることが予想され、「江差に足を向けていただく」戦略が必要である。

3) 宿泊施設について

- 宿泊施設はこの町の観光振興において大きなウイークポイントである。新幹線効果が期待できるこの機会に町外資本に対するホテル誘致の強化が必要と考える。
- 併せて、既存の旅館が再生できるような行政の支援を検討すべきである。

4) 情報発信について

- 開業まで3年半は決して時間的な猶予があるわけではない。地域のPRや情報発信をどうするのか近隣市町村や道との連携を早めるべきである。
- 観光客の情報収集の主流はネットによるもの。江差町のネットによる情報発信力は弱い。抜本的な対応が必要である。また、観光施設の指定管理者や中で接客している職員自らが新鮮な情報を発信する体制が必要である。

5) 観光資源の再確認について

- 江差町には観光資源がたくさんあり魅力がある。道外の人々が求めるものは、そのままの江差であり、資源や魅力を再発見する必要がある。
- お土産をはじめ観光客が江差の町で求めるのは、地元で受け入れられているもの、再確認が必要である。

以上です。

(議長)

以上で、委員長の報告が終わりましたので、質疑を許します。
質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

質疑希望ありませんので、質疑を終結します。
おはかりします。

本案については、討論を省略しただちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認めます。

よって、本案については、委員長報告のとおり了承することに決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認めます。

よって、本案については、委員長報告のとおり了承することに決しました。
日程第4 所管事務調査の中間報告についてを議題とします。

社会文教常任委員会・議会運営委員会から、会議規則第47条の規定に基づき、中間報告をしたいとの申し出がありますので、申し出のとおり中間報告を受けることにしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認めます。

よって、委員会の中間報告を受けることに決定しました。

まず、社会文教常任委員会に付託の「学校整備に関する事務調査」について、委員長の報告を求めます。

「小笠原 満 委員長」

「小笠原 満 委員長」

おはようございます。

社会文教常任委員会からの報告を申し上げます。

本委員会に付託の「平成23年第3回定例会・発議第11号学校整備に関する事務調査」について、中間報告を申し上げます。

本委員会は、江差中学校の改築整備について、多様な学習指導形態に対応した施設づくり、今後の教育環境の変化に対応できる高機能・多機能・柔軟性を兼ね備えた施設づくりの方向性について、調査を行うことを目的とし、7回の委員会を開催、担当部局からの資料収集、及び説明を求め、また、管内における学校施設の視察を実施し、調査を取り進めてきました。これら調査結果について、次のとおり意見を述べることにします。なお、詳細については、報告書記載のとおりでありますので、割愛させていただきます。

意見と致しまして3点について申し上げますけれども、江差中学校改築整備計画への提言・検討要請も含め、今後も引き続き調査を進めていくことを併せて報告し、中間報告とします。

以上です。

(議長)

委員長の報告が終わりましたので、質疑を許します。

質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

質疑希望ありませんので、質疑を終結します。

以上で、社会文教常任委員会の中間報告が終わりました。

次に、議会運営委員会に付託の「議会運営に関する事務調査」について、委員長の報告を求めます。

「小野寺委員長」

「小野寺委員長」

議会運営委員会から報告致します。

事務調査に関する中間報告でございますが、調査事件「平成23年・第3回定例会 発議第12号 議会運営に関する事務調査」を起こしております。

鋭意調査を行ってきましたが、この間、「住民と議会との対話集会」につきまして委員会そして全員協議会で鋭意論議を重ねた結果、開催は4月中旬とすることに決定を致しました。対話のテーマは「開かれた議会づくり」そして「議会の果たす役割」です。詳細はお手元に配布のとおりでございます。

以上、議会運営委員会からの報告と致します。

(議長)

委員長の報告が終わりましたので、質疑を許します。

質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

質疑希望ありませんので、質疑を終結します。

以上で、議会運営委員会の中間報告が終わりました。

日程第5 閉会中の継続調査の申し出についてを議題とします。

社会文教常任委員会・議会運営委員会から、調査中の事件につき、会議規則第76条の規定に基づき、お手元に配布のとおり、継続調査の申し出がありました。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査にしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認めます。

よって各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

次に町長、教育長から行政報告の申し出がありますので、これを許可します。

「町 長」

「町 長」

『寄附採納について』ご報告申し上げます。3件の寄附採納についてでございます。

最初に、平成23年12月16日、函館市に事務所を置く『第一生命労働組合函館営業職支部 執行委員長 内藤 要一』様より、児童教育の充実のため

にと絵本セットのご寄附がありました。同組合からは昨年もなかよし児童会へ同様のご寄附をいただいております、本年もあすなろ幼稚園とかもめ保育園への寄贈となったものでございます。

次に、平成23年12月19日、江差町字本町38番地『(株)五勝手屋本舗代表取締役社長 小笠原 隆』様より、図書館の図書充実のためにと、現金10万円のご寄附がありました。昭和62年度に『小笠原文庫』創設以来、寄付総額590万円、購入させていただいた図書も1,749冊を数え、北海道関係資料を中心とした貴重な蔵書構成となっており、町民の利用に広く供し地域全体に重要な存在となっているところであります。

最後に、江差町字茂尻町345番地の17『ASA江差朝日新聞専売所所長 松崎 浩』様より、図書館の図書充実のためにと、平成2年から継続して図書のご寄贈をいただいております、本年度も週刊専門誌184冊と専用バインダーのご寄贈がありました。これまでご寄贈いただいた図書も1,271冊となり、町民の教養と文化の向上に寄与しているところでございます。また、平成24年2月21日、学校図書館の図書充実のためにと、町内3小学校へそれぞれ『日本の歴史7巻セット』のご寄贈も合わせていただいております。

以上のご寄附がありましたことをご報告申し上げますとともに、改めてご厚志に厚くお礼を申し上げ、行政報告を終わらせていただきます。

(議長)

「教育長」

「教育長」

江差中学校の耐力度調査に関する結果について、私の方からご報告を申し上げます。

平成23年10月より実施していた江差中学校校舎及び体育館の耐力度調査委託事業について、業務が完了しましたので、その結果についてご報告いたします。

耐力度調査の点数は10,000点が満点ですが、江差中学校の場合はその構造から4,500点以下になった場合は、構造上危険な状態にある建物と言われ、文部科学省交付金対象事業の危険建物として改築対象になります。

まず校舎についてですが、南側(檜山振興局側)校舎は、昭和39年・40年に建設された補強コンクリートブロック造り2階建てですが、3,287点と3,801点となりました。また、グラウンドに面した校舎は、昭和43年に建設された鉄筋コンクリート造り2階建てですが、4,008点となり、いずれも基準の4,500点を下回っていますので、危険建物となります。

一方、北側（町道）の校舎は、本調査を実施していませんが、昭和35年・36年・37年に建設された補強コンクリートブロック造り2階建てで、構造的には昭和39年・40年建設の校舎と同じ構造であるとともに、それよりも古い建設年のことから、南側やグランド側と同様の危険建物と考えております。

屋内体育館については、昭和55年に建設され、上層部（鉄骨造）が4,567点、下層部（鉄筋コンクリート造）が5,284点となりましたが、北海道教育委員会（道教委）の見解では、低い方を採用するということですので、4,567点となります。しかし、基準の4,500点を若干上回っていますので現段階では危険建物ではありませんが、校舎を含めての全面改築であれば、基準点が500点緩和され5,000点という特例もありますので、危険建物と認められる見込みでございますが、道教委の現地調査が必要になります。

教育委員会として、すでに道教委に対し、校舎・体育館とも危険建物の認定となるよう現地調査を申し出ておりますが、概ね4月下旬には認定されるものと考えておりますのでご理解願います。

（議長）

以上で、行政報告を終わります。

日程第6 報告第1号 江差町教育委員会に関する事務の管理・執行状況の点検・評価報告についてを議題とします。

報告内容については、お手元に配付のとおりでありますので、説明を省略し、ただちに質疑を許します。質疑希望ありませんか。

（「なし」の声）

（議長）

質疑希望ありませんので、報告第1号については、これをもって報告済といたします。